

教育長	次 長	課 長	係
水戸	豊部	徳本	



19高教政第1639号
平成20年3月27日



各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

指導を要する教職員の取扱いに関する規則について（通知）

平成19年6月の「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正」（平成19年法律第98号）に伴い、公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭等の任命権者は、指導が不適切な教諭等の認定及び研修を実施することなどが法律に規定されました。また、文部科学省においては、平成20年2月に別添の「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」を作成し、各都道府県・指定都市教育委員会において、法律の趣旨に則った適切な人事管理システムの整備と、公正かつ適正な運用に努めるよう通知がなされました。

このたび、高知県教育委員会では、教育公務員特例法に定められた必要な手続き等を教育委員会規則として定めることに加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2に基づき規定されている「県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続きに関する規則」並びに本県として平成13年度から取組を進めてきた「指導を要する教職員」に対する人事管理システムをまとめる形で、「指導を要する教職員の取扱いに関する規則」を制定しましたのでお知らせします。

つきましては、貴管内の学校に周知するとともに、本規則に基づき適正かつ厳格な取扱いをすることにより、本県教職員の勤務態度、資質能力等のより一層の充実と教職員全体への信頼性の向上に努めてくださいますようお願いいたします。

〔担当〕

高知県教育委員会事務局教育政策課
人事企画担当 徳弘、楠瀬

TEL：088-821-4569

FAX：088-821-4558

指導を要する教職員の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第25条の2第5項及び第6項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の認定の手續並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第47条の2第2項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手續に関し必要な事項その他児童又は生徒に対する指導が不適切である等の理由によりその改善を図るための指導を要する教職員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る者であること。
- (2) 市町村（市町村の組合を含む。次条第2項において同じ。）が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）（以下「市町村立学校等」という。）又は県立の中学校、高等学校若しくは特別支援学校（以下「県立学校」という。）に所属する者であること。
- (3) 校長又は指導主事（地教行法第19条第4項の規定に基づき公立学校の教員をもって充てられた者に限る。）でないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定に基づき採用された者でないこと。
- (5) 臨時的任用職員又は非常勤職員でないこと。

2 この規則において「指導を要する教職員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教職員であつて、改善のための指導を必要とするものをいう。

- (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない者
- (2) 指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない者
- (3) 児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない者
- (4) 勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障がある者

(5) その職に必要な適格性を欠いている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教職員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導その他の校務を適切に行うことができない者

(指導を要する教職員の認定の申請等)

第3条 県立学校の校長は、当該県立学校に所属する教職員が前条第2項各号のいずれかに該当する可能性があると認める場合であって、当該教職員に改善のための指導を行ったにもかかわらず、勤務の状況に改善が見られない又は改善の程度が少ないと認めるときは、当該教職員について、指導を要する教職員の認定を県教育委員会に申請するものとする。

2 市町村の教育委員会は、その設置する市町村立学校等に所属する教職員について、当該市町村立学校等の校長からの報告に基づき、当該教職員が前条第2項各号のいずれかに該当する可能性があると認める場合であって、当該教職員に改善のための指導を行ったにもかかわらず、勤務の状況に改善が見られない又は改善の程度が少ないと認めるときは、指導を要する教職員の認定を県教育委員会に申請することができる。

3 県教育委員会は、前2項の規定による申請に係る事実の確認を行うため必要があると認めるときは、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に必要な資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(指導を要する教職員の認定等)

第4条 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教職員について、第8条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、指導を要する教職員の認定(教特法第25条の2第1項の認定を含む。以下同じ。)を行うかどうかを決定しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定により高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴くときは、あらかじめ、当該教職員に意見を申し出る機会を与えなければならない。ただし、当該教職員が書面により意見を提出したときは、この限りでない。

3 県教育委員会は、第1項の認定(以下「指導を要する教職員の認定」という。)に当たって、その原因が精神疾患その他の疾病に起因するおそれがあると認めるときは、医師の意見を聴かなければならない。

4 指導を要する教職員の認定は、毎年3月に行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

5 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、書面により申請者及び当該申請に係る教職員に通知しなければならない。この場合において、教職員への通知は、申請者(市町村立学校等に所属する教職員であるときにあっては、申請者及び当該市町村立学校等の校長。次条第2項後段及び第6条第5項後段において同じ。)を通じてするものとする。

(改善研修)

第5条 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、当該指導を要する教職員に対し、その能力、適性等に応じて、改善研修（教特法第25条の2第1項に規定する指導改善研修及び地教行法第47条の2第1項第2号の研修等必要な措置を含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 県教育委員会は、前項の改善研修（以下「改善研修」という。）を行うときは、その実施について、書面により申請者及び当該指導を要する教職員に通知しなければならない。この場合において、指導を要する教職員への通知は、申請者を通じてするものとする。

3 改善研修の期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、改善研修の期間を短縮し、又は当該改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で延長することができる。

4 県教育委員会は、改善研修の実施に当たっては、当該改善研修を受ける指導を要する教職員の能力、適性等に応じて、その者ごとに改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、改善研修に関し必要な事項は、高知県教育長（以下「教育長」という。）が定める。

（改善の程度の認定等）

第6条 県教育委員会は、改善研修の終了時において、第8条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定（教特法第25条の2第4項の認定を含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 申請者は、改善研修の終了時において、県教育委員会に対し、当該改善研修を受けた指導を要する教職員の改善の程度に関する意見を申し出ることができる。

3 第3条第3項並びに第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の認定（以下「改善の程度の認定」という。）について、準用する。

4 県教育委員会は、改善の程度の認定に基づき、次の各号に掲げるいずれかの決定を行うものとする。

（1）指導を要する教職員の認定を解除すること。

（2）指導を要する教職員の認定を継続すること。

（3）引き続き改善研修を行ったとしても改善が期待できないとして改善研修を打ち切ること。

5 県教育委員会は、前項の規定により決定を行ったときは、書面により申請者及び当該決定に係る指導を要する教職員に通知しなければならない。この場合において、指導を要する教職員への通知は、申請者を通じてするものとする。

（県費負担教職員の免職及び県の職への採用等）

第7条 県教育委員会は、前条第4項第3号に掲げる決定に係る指導を要する教職員について、次条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、次の各号に掲げるいずれか

の措置をとることができる。

(1) 県費負担教職員（地教行法第47条の2第1項に規定する県費負担教職員をいう。）にあつては、同項各号のいずれにも該当する者を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長及び教員の職を除く。次号において同じ。）に採用すること。

(2) 県立学校に所属する教職員にあつては、当該職以外の県の常時勤務を要する職への転職（昇任及び降任以外の方法により職名を異にする職に任命することをいう。）をさせること。

(3) 地方公務員法第28条第1項の規定に基づき、降任し、又は免職すること。

2 県教育委員会は、前項第3号に掲げる措置（免職に限る。）に当たっては、同項第1号又は第2号に掲げる措置をとることを検討するように努めるものとする。

（高知県教職員資質・指導力審査会）

第8条 次に掲げる事項を審議させるため、県教育委員会に高知県教職員資質・指導力審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

(1) 指導を要する教職員の認定に関する事項

(2) 改善の程度の認定に関する事項

(3) 前条第1項各号に掲げる措置に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が指定する事項

2 審査会の委員は、教育学、医学、心理学その他の専門的知識を有する者及び児童又は生徒の保護者（親権を行う者又は未成年後見人であつて、県内に居住するものに限る。）その他県教育委員会が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

（プライバシーの保護）

第9条 指導を要する教職員に係る手続を行うに際しては、当該指導を要する教職員のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則の廃止）

2 県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則（平成14年高知県教育委員会規則第5号）は、廃止する。